

石川労働局発表
令和元年11月29日(金)

【照会先】
石川労働局雇用環境・均等室
室長 大高 和久里
室長補佐 浜 明
電話 076(265)4429

報道関係者 各位

ハラスメントのない快適な職場環境を作りましょう 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！！

～ハラスメント対応特別相談窓口の開設～

石川労働局（局長 松竹 泰男）では、年末に向けての業務繁忙や職場外での飲食の機会の増加等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設するなど集中的な広報を展開します。

特別相談窓口では、「セクシュアルハラスメント」、「妊娠・出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント」及び「パワーハラスメント」についての労使双方からの電話、来所相談に応じます。

1. ハラスメント対応特別相談窓口（別添1）

- ・開設期間 令和元年12月2日（月）～令和2年3月31日（火）
- ・開設時間 午前9時～午後5時（土日祝、年末・年始除く）
- ・開設場所 石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階
石川労働局雇用環境・均等室 Tel 076-265-4429

2. 周知・広報

管内の使用者団体、労働組合、自治体等に対しポスター（別添2）等を郵送し協力依頼を行う予定です。

石川労働局では、雇用環境・均等室に

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：令和元年12月2日（月）～令和2年3月31日（火）

働く人も、企業の担当者も、**ご相談ください！**

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

セクハラについて社内の相談窓口にご相談したら「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し執拗に叱られてつらい。

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの相談を受けたが、会社としてどうすればよいのだろうか。

セクハラや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置は、会社として何をする必要があるんだろう。パワハラも対策に含めた方がよいのだろうか？

セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

パワーハラスメント（パワハラ）とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

このほか・・・

働く人

◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。

働く人 企業の担当者

◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

企業の担当者

◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

相談して
ください！

石川労働局 雇用環境・均等室が、あなたのお力になります！

職場でのあらゆるハラスメントは許されません！

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. 相談は匿名でもできますか？

A. 匿名でも大丈夫です。プライバシーは厳守します。相談者の了承を得ずに、会社に相談者の情報を提供することはありません。ただし、労働局長による援助や調停会議による調停を利用する場合は、紛争の当事者である相談者の名前を会社にお伝えすることになります。

Q. どのような相談ができますか？

A. 職場でのセクシュアルハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについてご相談いただけます。職場でのパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにををするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停などを行っています。

石川労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 午前9時～午後5時

※ ご来庁の際には、まずお電話ください。

落ち着いて相談できる「相談室」が確保できるか確認いたします。

※ お電話での相談の際に、当室での相談が混みあっている場合等には、他の監督署内にある「総合労働相談コーナー」へご案内させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

電話番号 076(265)4429

住所 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階 雇用環境・均等室

ハラスメントのない 快適な職場環境を みんなで作りましょう!



12月は職場のハラスメント撲滅月間です。

